

令和5年度

大和郡山市上下水道部

水質検査計画

令和5年4月1日

大和郡山市上下水道部水質検査計画 目次

1. 基本方針	1
2. 水道事業の概要	2
北郡山浄水場平面図	3
昭和浄水場平面図	4
浄水場処理工程	5
3. 原水及び浄水の水質状況並びに水質管理上の問題点(北郡山系)	6
4. 原水及び浄水の水質状況並びに水質管理上の問題点(昭和系)	6
5. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点、水質検査の方法	7
水系図及び採水ポイント等(地図)	8
水質基準項目表及び検査依頼項目表	9
水質検査計画(令和5年度)51項目検査頻度表 (浄水5箇所、着水井2箇所、全取水井戸)	10
令和5年度水質検査計画表 (浄水・処理水・着水井・井戸)	13
6. 水質検査結果の評価・対応	18
7. 水質検査計画の見直し	18
8. 臨時検査	19
9. 水質検査計画及び検査結果の公表	19
10. 水質検査の精度と信頼性保証	19
11. 関係機関連絡先	20
12. 水質管理目標設定項目	21
水質管理目標設定項目表(p.9)	
農薬項目表	22
13. 分析機器	23
14. 水質担当職員	23

1. 基本方針

大和郡山市の水道水質に関する検査業務についての基本方針を下記のとおり定める。

- ①安全でおいしい水を安定的に供給する。
- ②需要者が信頼できる水質の水の供給を図る。
- ③奈良広域水質検査センター組合と連携し、効率的な水質検査を依頼し合理的な判断のもと質の高い水の供給を行う。
- ④地域性及び財政状況を認識しながら効率の良い水質検査体制を構築する。

この基本方針に基づき、清浄な水を供給するため施設の管理を適正に行い、適正な水質項目の選定・検査頻度・採水地点の選定を行い、適正な判断により需要者が安心、信頼して利用できる水道の経営を目指すものとする。

事業創設認可	昭和13年	3月25日
供給開始	昭和17年	4月1日
地方公営企業法適用	昭和36年	4月1日
最終拡張認可	第6次拡張事業	
	平成10年	12月24日 認可
計画給水人口	100,000人	(認可目標年次 平成24年)
1日最大給水量	56,000	m ³
一人1日最大給水量	560	ℓ

2. 水道事業の概要

大和郡山市水道（普及率 令和4年1月より100%）

1. 給水区域（給水区域面積 39.01 km² 行政区域面積 42.69 km²）

大和郡山市 九条平野町、城北町、植槻町、天理町、城内町、冠山町、城見町、永慶寺町、藤原町、朝日町、城南町、箕山町、南郡山町、北郡山町、九条町、東奈良口町、西奈良口町、観音寺町、西観音寺町、野垣内町、西野垣内町、北鍛冶町、中鍛冶町、南鍛冶町、塩町、本町、茶町、雑穀町、魚町、奈良町、藺町、新中町、堺町、綿町、今井町、材木町、高田町、高田口町、新紺屋町、紺屋町、車町、豆腐町、柳1丁目～6丁目、大宮町、洞泉寺町、北大工町、南大工町、矢田町通、柳町、東岡町、西岡町、新木町、筒井町、丹後庄町、杉町、本庄町、天井町、城町、城の台町、外川町、新町、稗田町、上三橋町、下三橋町、若槻町、大江町、番匠田中町、井戸野町、美濃庄町、横田町、石川町、白土町、発志院町、中城町、番条町、櫟枝町、伊豆七条町、新庄町、長安寺町、八条町、椎木町、今国府町、宮堂町、柏木町、西町、池沢町、馬司町、昭和町、額田部南町、額田部北町、額田部寺町、小泉町、小林町、北西町、南井町、豊浦町、小南町、池之内町、田中町、満願寺町、西田中町、矢田山町、千日町、山田町（松尾寺地区含む）、矢田町（東明寺及び檜木地区含む）、生駒郡安堵町上窪田、中窪田地区並びに東安堵地区尚、矢田丘陵山間高地区は除く。

2. 給水人口及び1日最大給水量

- ・行政区域内人口 83,714人（令和4年度2月末）
- ・1日最大給水量 30,314 m³（12/12）（令和4年度資料）

3. 浄水施設の概要

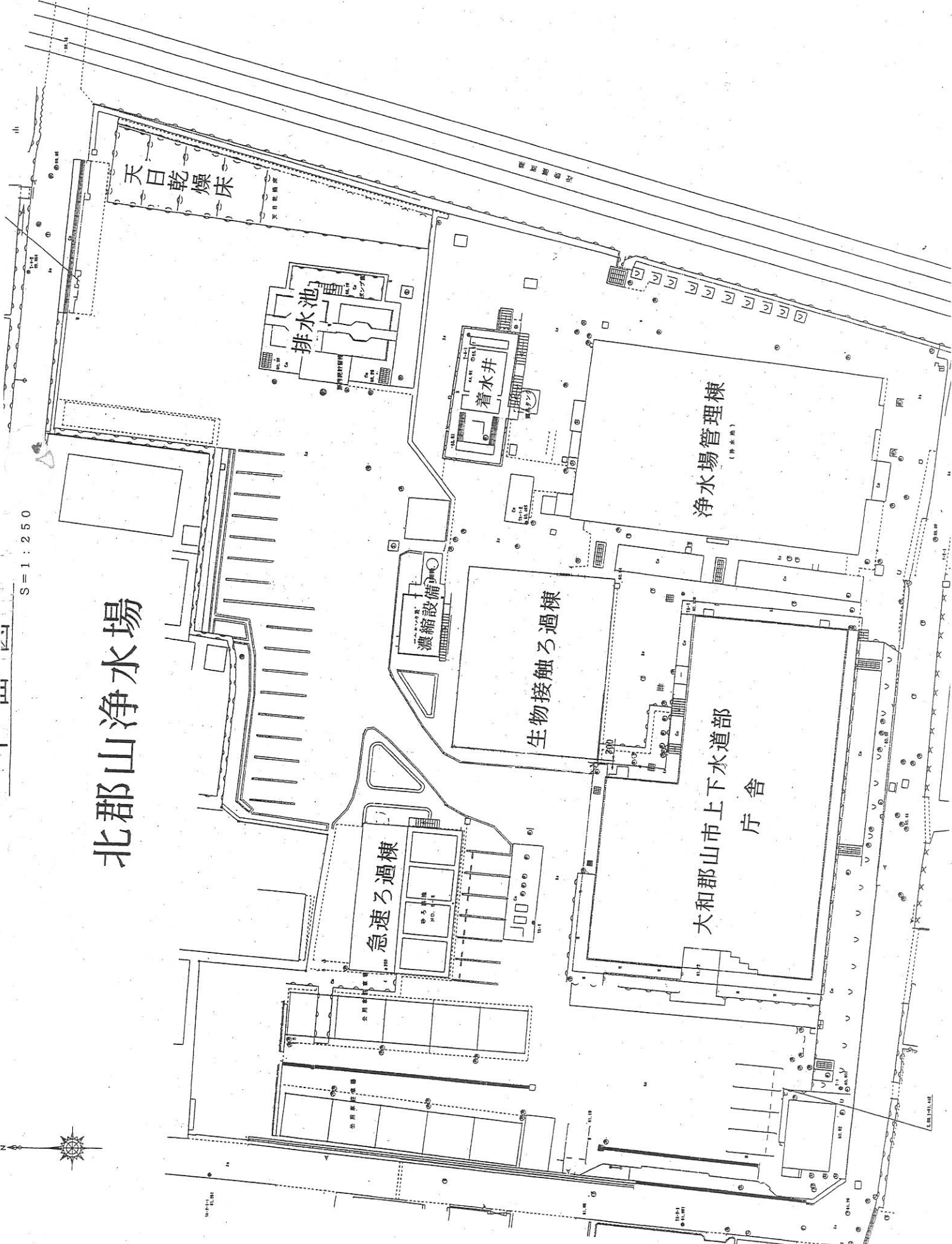
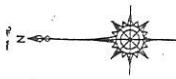
浄水場名	北郡山浄水場	昭和浄水場
所在地	大和郡山市植槻町	大和郡山市額田部北町
敷地面積(m ²)	6,722	30,636
処理能力	9,600	30,200
通水時期	昭和17年	昭和43年
水源	深井戸	深井戸
浄水処理方法	生物接触 急速ろ過(マンガン砂) 中間塩素処理	薬品沈澱(横流式) 急速ろ過(マンガン砂) 前塩素処理
処理薬品 凝集剤 消毒剤	ホリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム	ホリ塩化アルミニウム 次亜塩素酸ナトリウム

4. 水源等の名称及び種別

- ・北郡山系 北郡山第1、5、6、8、9、12、13号取水場 深井戸
- ・昭和系 昭和第1～3、5、6、8～21号取水場 深井戸
奈良県営水道（御所浄水場）
- ・矢田山系 奈良県営水道（御所浄水場）

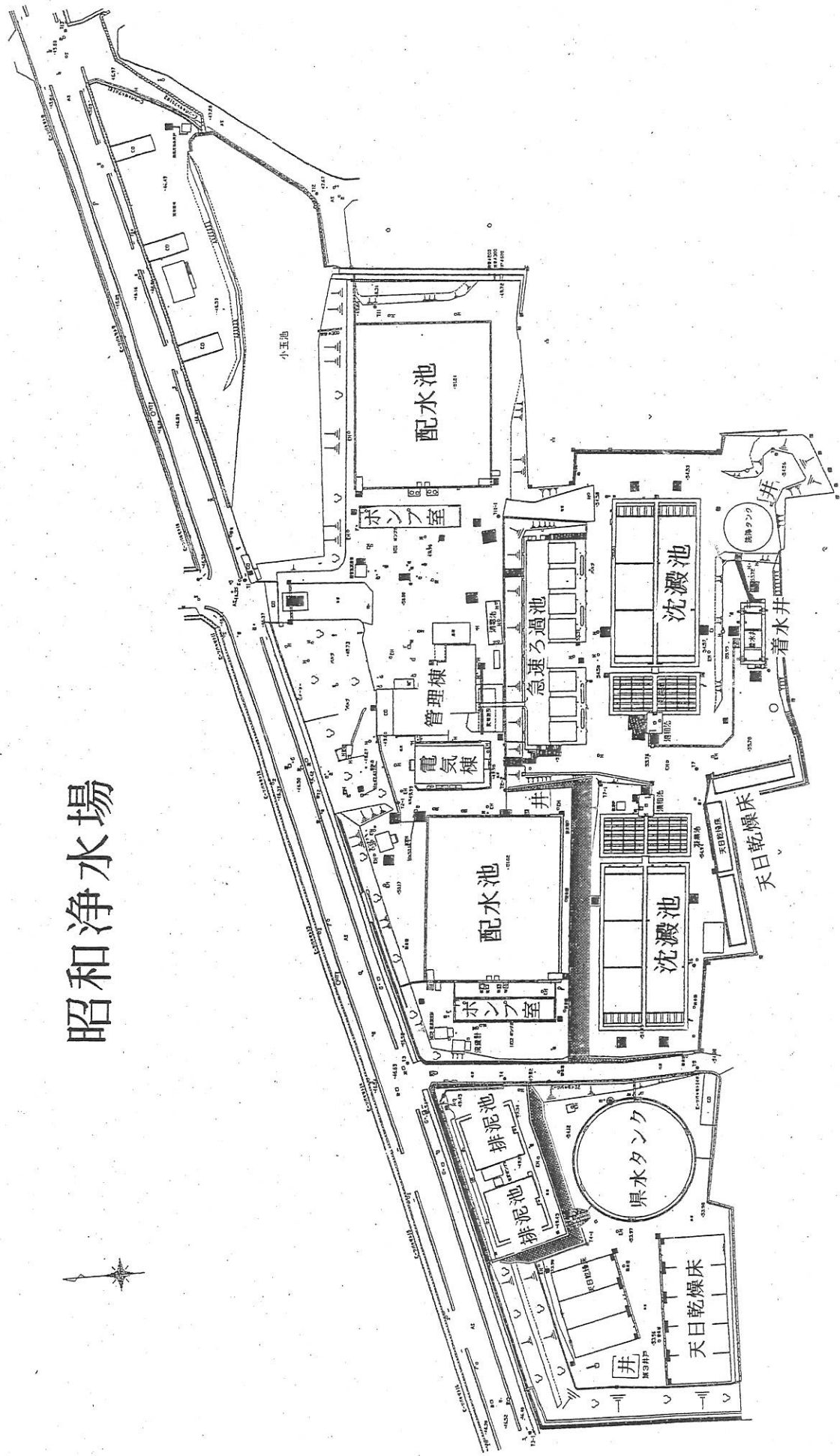
北郡山浄水場

S=1:250

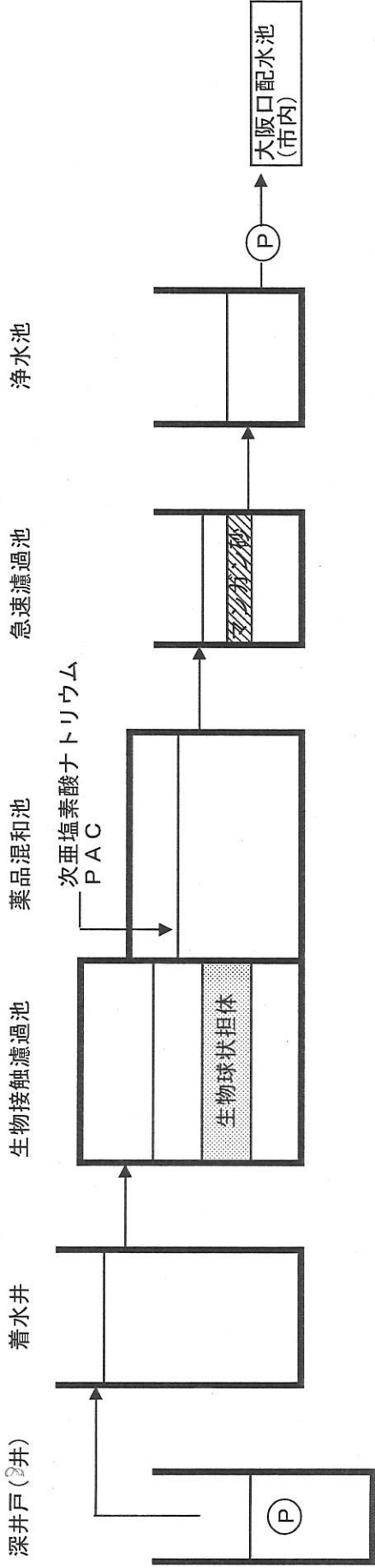


平面図 S=1/500

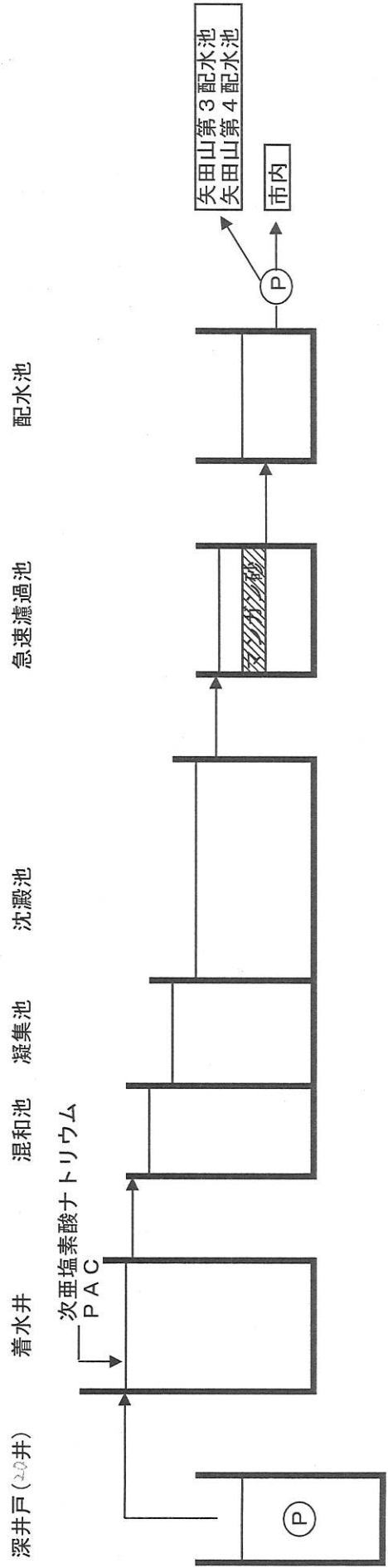
昭和浄水場



北郡山浄水場処理工程



昭和浄水場処理工程



3. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題(北郡山系)

①原水の水質特性 北郡山浄水場着水井(井戸水)

<水質特性>

北郡山系の井戸水には、鉄・マンガンが多く含まれる。

これを除けば良質な水源と思われます。

②浄水の水質特性及び水質管理上の問題 北郡山浄水場内給水栓

<水質管理上の問題点>

平成13年度に導入した生物接触ろ過設備により、薬品を使わずに鉄・マンガン・アンモニア態窒素を除去できるようになりました。

浄水については全ての項目について水質基準値を大幅に下回って(特に消毒副生成物)おり、安全で良質な水であるといえます。

平成26年から3年にわたり生物接触ろ過設備の新ろ材の入替等が完了し、維持しています。

これからもより一層適正な運転管理を心がけていくとともに維持管理業務を実施していきたい。

尚、井戸設備が老朽化してきたため浄水場の存続が危ぶまれている。

4. 原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題(昭和系)

①原水の水質特性 昭和浄水場着水井(井戸水)

<水質特性>

北郡山浄水場と比較して、アンモニア態窒素・ヒ素が多く含まれ、毎月検査等により注意して監視していく必要があります。

また、有機物(TOC)も高い値を示しています。消毒剤の塩素注入により、トリハロメタン類及びハロ酢酸類の消毒副生成物数値の上昇が懸念されます。

②浄水の水質特性及び水質管理上の問題 昭和浄水場内給水栓

<水質管理上の問題点>

原水に含まれるアンモニア態窒素を除去するためには多量の次亜塩素酸ナトリウムを注入する必要があり、塩素酸値の上昇が懸念されたが県営水道とのブレンド化(平成20年度より)により解消された。注入量の低減化を図るため前処理対策が必要である。

また有機物(TOC)の数値高く、広範囲に供給するにあたり末端給水栓における塩素濃度の残留性が悪くなるため、毎日検査の残留塩素状況に注意して監視する必要があります。

5. 水質検査項目及び検査頻度、採水地点、水質検査方法

「水質検査項目」

厚生労働省にて設定された水質検査項目、基準値及び奈良広域水質検査センター組合への検査依頼項目は、別紙(p. 9)のとおりである。

「検査頻度」

- ・水質検査計画(R 5年度) 51項目検査頻度表 …… p. 10, 11, 12
 - ・令和5年度水質検査計画表(頻度表に基づき作成) …… p. 13, 14, 15, 16, 17
- 全項目検査、省略不可項目検査、毎月検査等計画表のとおり
- ・毎日検査(浄水8箇所)

番号	項目	検査頻度(法)	検査頻度(市)	備考
	色	1日 / 1回	1日 / 1回	規則15条1号イ
	濁り			
	残留塩素			

「採水地点」

地図 p. 8 のとおり [採水番号]

浄水8箇所：浄水場及び各水系末端給水栓(8カ所) [①, ②, ③, ④, ⑤, ⑥, ⑦, ⑧]

浄水5箇所：浄水場及び各水系末端給水栓(5カ所) [①, ②, ④, ⑤, ⑦]

着水井2箇所：北郡山浄水場及び昭和浄水場着水井(2カ所) [①', ②']

全取水井戸：北郡山浄水場及び昭和浄水場全取水井(26所)

[年間通して計画的に順次採水]

北郡山浄水場系取水井(7カ所)

昭和浄水場系取水井(19カ所)

「水質検査方法」

自己：上下水道部工務課浄水場水質係で手分析として主に蒸発残留物等の分析を行う。

委託：奈良広域水質検査センター組合に委託する。(全面的に依存委託)

「省略について」

- ・原水(着水井及び井戸)に関しては、味及び消毒副生成物(11項目)を省略する。

[理由] 消毒前の原水のため。尚、水源が地下水のため有機化合物(7項目)は年1回測定する。

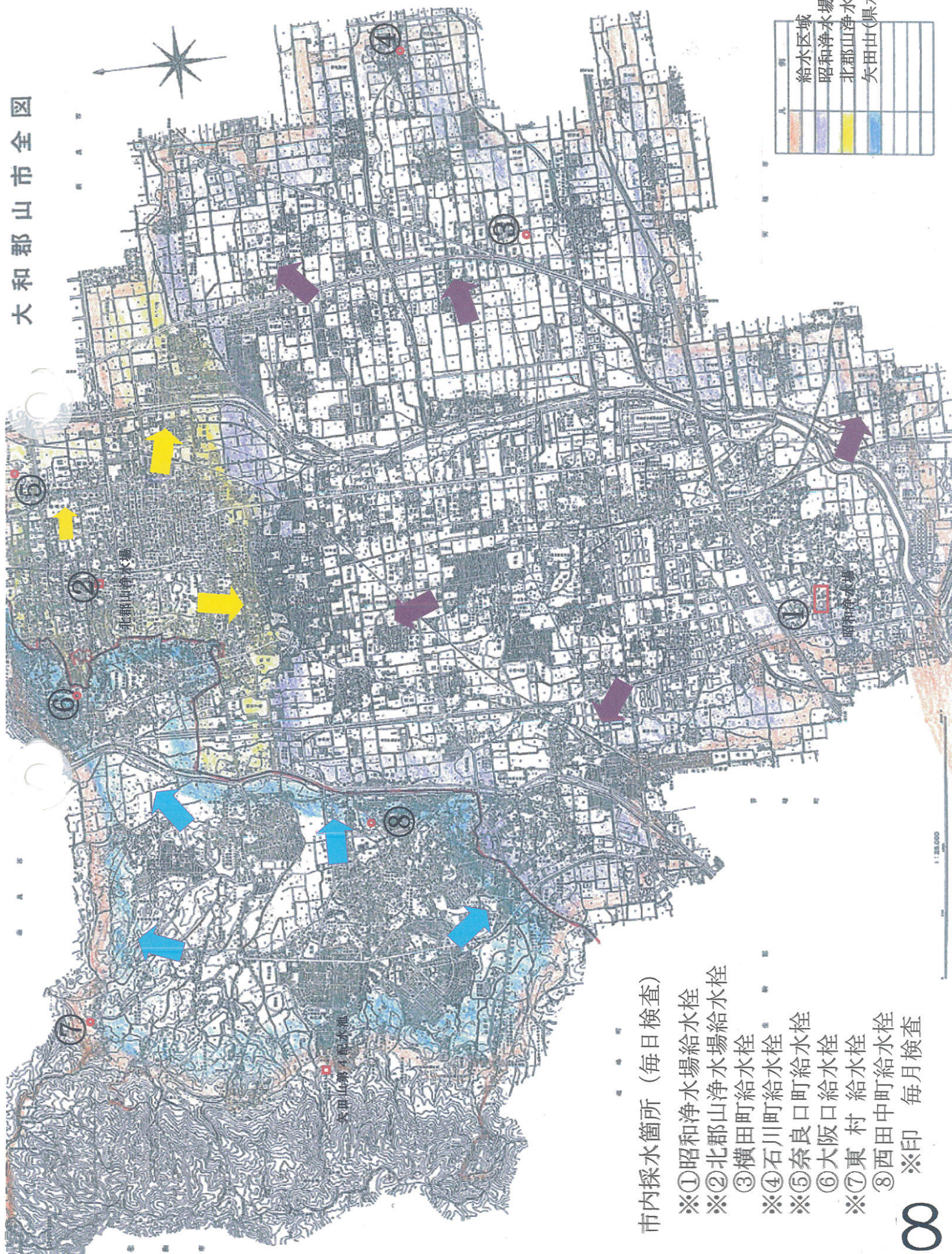
- ・原水(着水井及び井戸)に関しては、カビ臭項目(2項目)を省略する。

[理由] 深井戸取水によりカビ臭原因物質の発生の恐れがないため。

- ・原水(井戸)に関しては、水銀・カドミウム・セレン・鉛・六価クロム・亜鉛・アルミニウム・銅・ホウ素・ヒ素(北郡山系)・陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤・フェノール類・フッ素・ナトリウム・硬度・亜硝酸態窒素・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素を省略する。

[理由] 全井戸の水銀を含む上述の19項目は、過去8年間で浄水基準値の1/10以下であるため。尚、昭和1号井戸については全般的な取水状況に鑑み過去の状況を勘案して项目的に抽出分析する。

大和郡山市全図



色	水
茶色	給水区域
紫	昭和浄水場水系
黄	北郡山浄水場水系
青	矢田山(県水)水系
白	
白	
白	
白	

市内採水管所 (毎日検査)

- ※①昭和浄水場給水栓
 - ※②北郡山浄水場給水栓
 - ③横田町給水栓
 - ※④石川町給水栓
 - ※⑤奈良口町給水栓
 - ⑥大阪口給水栓
 - ※⑦東村給水栓
 - ⑧西田中町給水栓
- ※印 毎月検査

水質基準項目及び検査依頼項目

浄水全項目(51項目)

番号	検査項目	水質基準値
1	一般細菌	100個/ml
2	大腸菌	検出しないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l
7	砒素及びその化合物	0.01mg/l
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01mg/l
11	硝酸態・亜硝酸態窒素	10mg/l
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l
14	四塩化炭素	0.002mg/l
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l
16	シス/トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l
17	ジクロロメタン	0.02mg/l
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l
20	ベンゼン	0.01mg/l
21	塩素酸	0.6mg/l
22	クロロ酢酸	0.02mg/l
23	クロロホルム	0.06mg/l
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l
26	臭素酸	0.01mg/l
27	総トリハロメタン	0.1mg/l
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l
30	ブロモホルム	0.09mg/l
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l
35	銅及びその化合物	1.0mg/l
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l
38	塩化物イオン	200mg/l
39	硬度 (Ca,Mg)	300mg/l
40	蒸発残留物	500mg/l
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l
42	ジェオスミン	0.0001mg/l
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l
45	フェノール類	0.005mg/l
46	有機物 (TOC)	3mg/l
47	pH値	5.8~8.6
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度
51	濁度	2度

省略不可項目(21項目)

分析機関：奈良広域水質検査センター組合

原水全項目(39項目)

検査項目	
1	一般細菌
2	大腸菌
3	カドミウム及びその化合物
4	水銀及びその化合物
5	セレン及びその化合物
6	鉛及びその化合物
7	砒素及びその化合物
8	六価クロム及びその化合物
9	亜硝酸態窒素
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ
11	硝酸態・亜硝酸態窒素
12	フッ素及びその化合物
13	ホウ素及びその化合物
14	四塩化炭素
15	1,4-ジオキサン
16	シス/トランス-1,2-ジクロロエチレン
17	ジクロロメタン
18	テトラクロロエチレン
19	トリクロロエチレン
20	ベンゼン
21	亜鉛及びその化合物
22	アルミニウム及びその化合物
23	鉄及びその化合物
24	銅及びその化合物
25	ナトリウム及びその化合物
26	マンガン及びその化合物
27	塩化物イオン
28	硬度 (Ca,Mg)
29	蒸発残留物
30	陰イオン界面活性剤
31	ジェオスミン
32	2-メチルイソボルネオール
33	非イオン界面活性剤
34	フェノール類
35	有機物 (TOC)
36	pH値
37	臭気
38	色度
39	濁度

浄水毎月検査(9項目)

検査項目	水質基準値	
1	一般細菌	100個/ml
2	大腸菌	検出しないこと
3	塩化物イオン	200mg/l
4	有機物 (TOCの量)	3mg/l
5	pH値	5.8~8.6
6	味(浄水のみ)	異常ないこと
7	臭気	異常ないこと
8	色度	5度
9	濁度	2度
	残留塩素(浄水のみ)	0.1mg/l以上

原水毎月検査(9項目)

検査項目	
1	一般細菌
2	大腸菌
3	塩化物イオン
4	有機物 (TOCの量)
5	pH値
6	臭気
7	色度
8	濁度
9	アンモニア態窒素

水質管理目標設定項目(25項目)

検査項目	目標値	
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/l
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/l
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/l
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l
5	トルエン	0.4mg/l
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/l
7	亜塩素酸	0.6mg/l
8	二酸化塩素	0.6mg/l
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/l
10	抱水クロラール	0.02mg/l
11	残留塩素	1mg/l
12	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10~100mg/l
13	マンガン及びその化合物	0.01mg/l
14	遊離炭酸	20mg/l
15	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l
16	メチルセブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/l
17	過マンガン酸カルシウム消費量	3mg/l
18	臭気強度	3TON
19	蒸発残留物	30~200mg/l
20	濁度	1度
21	pH値	7.5程度
22	腐食性(ランゲリア指数)	-1~0
23	従属栄養細菌	2000個/ml
24	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l
25	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/l
26	PFOS及びPFOA(大阪市分析)	50ng/l

原水はなし

水質検査計画(令和5年度) 51項目検査頻度表

(浄水5箇所)

番号	項目	検査頻度(法)	検査頻度(市)	備考
1	一般細菌	1回/1ヶ月	1回/1ヶ月	毎月検査項目(9項目) 規則15条3号イ
2	大腸菌			
38	塩化物イオン			
46	有機物(TOCの量)			
47	pH値			
48	味			
48	臭気			
50	色度			
51	濁度			
21	塩素酸			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			
22	クロロ酢酸			
23	クロロホルム			
24	ジクロロ酢酸			
25	ジブロモクロロメタン			
26	臭素酸			
27	総トリハロメタン			
28	トリクロロ酢酸			
29	ブロモジクロロメタン			
30	ブロモホルム			
31	ホルムアルデヒド			
42	ジェオスミン	検査を行う必要がない月以外は毎月	6~9月 年4回	規則15条3号ロ
43	2-メチルイソホルネオール			
7	ヒ素及びその化合物(昭和系)	基準値の1/5超過	1回/3ヶ月	
39	カルシウム、マグネシウム等(昭和系、北郡山系)			
40	蒸発残留物		1回/1ヶ月	自己分析
3	カドミウム及びその化合物	1回/3ヶ月 ただし過去3年間において測定値が全て基準値の1/5以下なら1回/1年。 過去3年間において測定値が全て基準値の1/10以下なら1回/3年。	1回/年	
4	水銀及びその化合物			
5	セレン及びその化合物			
6	鉛及びその化合物			
7	ヒ素及びその化合物(北郡山系・東村)			
8	六価クロム及びその化合物			
9	亜硝酸性窒素			
11	硝酸・亜硝酸性窒素			
12	フッ素及びその化合物			
13	ホウ素及びその化合物			
14	四塩化炭素			
15	1,4-ジオキサン			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン			
17	ジクロロメタン			
18	テトラクロロエチレン			
19	トリクロロエチレン			
20	ベンゼン			
32	亜鉛及びその化合物			
33	アルミニウム及びその化合物			
34	鉄及びその化合物			
35	銅及びその化合物			
36	ナトリウム及びその化合物			
37	マンガン及びその化合物			
39	カルシウム、マグネシウム等(東村)			
41	陰イオン界面活性剤			
44	非イオン界面活性剤			
45	フェノール類			

省略不可査項目

分析機関は、奈良広域水質検査センター組合

水質検査計画(令和5年度) 51項目検査頻度表

(着水井2箇所)

番号	項目	検査頻度(市)	備考	
1	一般細菌	1回/1ヶ月	毎月検査項目適用	
2	大腸菌			
38	塩化物イオン			
46	有機物(TOCの量)			
47	pH値			
49	臭気			
50	色度			
51	濁度			
40	蒸発残留物			自己検査
7	ヒ素及びその化合物(昭和)			1回/3ヶ月
34	鉄及びその化合物			
37	マンガン及びその化合物			
3	カドミウム及びその化合物			
4	水銀及びその化合物			
5	セレン及びその化合物			
6	鉛及びその化合物			
7	ヒ素及びその化合物(北郡山)			
8	六価クロム及びその化合物			
9	亜硝酸性窒素	1回/1年	揮発性有機化学物質	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			
11	硝酸・亜硝酸性窒素			
12	フッ素及びその化合物			
13	ホウ素及びその化合物			
14	四塩化炭素			
15	1,4-ジオキサン			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン			
17	ジクロロメタン			
18	テトラクロロエチレン			
19	トリクロロエチレン			
20	ベンゼン	省略	消毒前の原水のため	
32	亜鉛及びその化合物			
33	アルミニウム及びその化合物			
35	銅及びその化合物			
36	ナトリウム及びその化合物			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			
41	陰イオン界面活性剤			
42	ジェオスミン			
43	2-メチルイソボルネオール			
44	非イオン界面活性剤			
45	フェノール類	1回/1ヶ月	自己検査 検査センター依頼	
48	味			
21	塩素酸			
22	クロロ酢酸			
23	クロロホルム			
24	ジクロロ酢酸			
25	ジブロモクロロメタン			
26	臭素酸			
27	総トリハロメタン			
28	トリクロロ酢酸			
29	ブロモジクロロメタン			
30	ブロモホルム			
31	ホルムアルデヒド			
その他	嫌気性芽胞菌	1回/1ヶ月	自己検査 検査センター依頼	
	アンモニア態窒素			

分析機関は、奈良広域水質検査センター組合

水質検査計画(令和5年度) 51項目検査頻度表

(全取水井戸・・・北郡山7箇所、昭和19箇所)

番号	項目	検査頻度(市)	備考	
1	一般細菌	1回/1年	毎月検査項目適用	
2	大腸菌			
38	塩化物イオン			
46	有機物(TOCの量)			
47	pH値			
49	臭気			
50	色度			
51	濁度			
40	蒸発残留物			自己検査
7	ヒ素及びその化合物(昭和)			1回/1年
14	四塩化炭素			
15	1,4-ジオキサン			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			
17	ジクロロメタン			
18	テトラクロロエチレン			
19	トリクロロエチレン			
20	ベンゼン			
34	鉄及びその化合物			
37	マンガン及びその化合物			
3	カドミウム及びその化合物	省略1	過去10年間に於いて測定値が最低検出値以下もしくは基準値の1/5以下のため	
4	水銀及びその化合物			
5	セレン及びその化合物			
6	鉛及びその化合物			
7	ヒ素及びその化合物(北郡山)			
8	六価クロム及びその化合物			
9	亜硝酸性窒素			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			
11	硝酸・亜硝酸性窒素			
12	フッ素及びその化合物			
13	ホウ素及びその化合物			
32	亜鉛及びその化合物			
33	アルミニウム及びその化合物			
35	銅及びその化合物			
36	ナトリウム及びその化合物			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)			
41	陰イオン界面活性剤			
44	非イオン界面活性剤			
45	フェノール類			
48	味			省略2
21	塩素酸			
22	クロロ酢酸			
23	クロロホルム			
24	ジクロロ酢酸			
25	ジブロモクロロメタン			
26	臭素酸			
27	総トリハロメタン			
28	トリクロロ酢酸			
29	ブロモジクロロメタン			
30	ブロモホルム			
31	ホルムアルデヒド			
42	ジオスミン			
43	2-メチルイソホルネオール			
その他	嫌気性芽胞菌	1回/1ヶ月	自己検査 検査センター依頼	
	アンモニア態窒素			

分析機関は、奈良広域水質検査センター組合

番号	検査項目(51項目)	水質基準値	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月				
			浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	大腸菌	検出しないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
7	砒素及びその化合物	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
10	シアニド化合物イオン及び亜シアニド	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
11	硝酸態・亜硝酸態窒素	10mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
14	四塩化炭素	0.002mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
16	ビス(2-エチルヒ素)-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
17	ジクロロメタン	0.02mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
20	ベンゼン	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
21	塩素酸	0.6mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
22	クロロ酢酸	0.02mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
23	クロロホルム	0.06mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
26	臭素酸	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
27	総トリハロメタン	0.1mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30	ブromホルム	0.09mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
35	銅及びその化合物	1.0mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
38	塩化物イオン	200mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
39	硬度(Ca/Mg)	300mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
40	蒸発残留物	500mg/l	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
42	ジェオスミン	0.0001mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
45	フェノール類	0.005mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
46	有機物(TOC)	3mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
47	pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
アンモニウム態窒素			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
省略不可項目			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●印 自己検査

番号	検査項目(51項目)	水質基準値	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
			浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	大腸菌	検出しないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	砒素及びその化合物	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	シアニドイオン及び強化シアニド	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	硝酸態亜硝酸態窒素	10mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	四塩化炭素	0.002mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	ビス(トリス-1,2-ジクロロエチル)	0.04mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	ジクロロメタン	0.02mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
20	ベンゼン	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	塩素酸	0.6mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
22	クロロ酢酸	0.02mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
23	クロロホルム	0.06mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25	ジフロモクロロメタン	0.1mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
26	臭素酸	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	総トリハロメタン	0.1mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
29	フロモジクロロメタン	0.03mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	プロモホルム	0.09mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
35	銅及びその化合物	1.0mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
38	塩化物イオン	200mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	硬度(Ca/Mg)	300mg/l	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
40	酸素残留物	500mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
42	ジエオスミン	0.00001mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
45	フェノール類	0.005mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
46	有機物(TOC)	3mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
47	pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
アンモニア態窒素			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
省略不可項目			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●印 自己検査

石川町給水栓

奈良口町給水栓

分析機関：奈良広域水質検査センター組合

番号	検査項目(51項目)	水質基準値	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
			浄水	濁水	浄水	濁水	浄水	濁水	浄水	濁水	浄水	濁水	浄水	濁水	浄水	濁水	浄水	濁水	浄水	濁水	浄水	濁水	浄水	濁水	浄水	濁水	浄水
1	一般細菌	100個/ml	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	検出しないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	砒素及びその化合物	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	六価クロム及びその化合物	0.05mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	シアノ化物(砒)及び亜シアツ	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	硝酸態・亜硝酸態窒素	10mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	四塩化炭素	0.002mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	ビス(トリス-1,2-ジクロロエチレン)	0.04mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	ジクロロメタン	0.02mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	ベンゼン	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	塩素酸	0.6mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	クロロ酢酸	0.02mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	クロロホルム	0.06mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	臭素酸	0.01mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	総トリハロメタン	0.1mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	プロモホルム	0.09mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
35	銅及びその化合物	1.0mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
38	塩化物イオン	200mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	硬度 (Ca,Mg)	300mg/l	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40	蒸発残留物	500mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42	ジェオスミン	0.00001mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
45	フェノール類	0.005mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46	有機物(TOC)	3mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	5.8~8.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	5度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	2度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●印 自己検査

省路不可項目

6. 水質検査結果の評価・対応

<基本方針>

- 全ての項目について、基準を超えている場合、直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保するため必要な対策を講じる。
- 水質検査の結果に異常が認められた場合、確認のため直ちに再検査を行う。そのため採水試料を保存しておく。場合によっては再度採水を行う。

<評価方法>

- 健康に関する項目 一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、シアン化物イオン及び塩化シアン、水銀については、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせ、基準を超えている場合は水質異常時として扱う。
その他の項目については、長期的な影響を考慮しているため、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせ、基準を超えていることが明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い低減化対策を実施し基準を満たすようにする。水質基準超過が継続すると見込まれる場合は水質異常時として扱う。
- 性状に関する項目 検査ごとの結果を基準値と照らし合わせ、基準を超えていることが明らかになった場合は、直ちに原因究明を行い低減化対策を実施し基準を満たすようにする。水質基準超過が継続すると見込まれる場合は水質異常時として扱う。
- その他の項目 原水等検査において、大腸菌及び嫌気性芽胞菌について検出された場合は、水質異常時として扱う。

<対応方針>

- 健康に関する項目 水質異常時において取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつその旨を関係者に周知させる措置を講じる。
- 性状に関する項目 直ちに原因究明を行い、必要に応じ低減化対策を講じ、基準を満たす水質を確保する。
但し、色度、濁度、銅等については健康に関する項目と同様に扱う。
- その他の項目 浄水での検査を実施するとともに直ちに必要に応じ低減化対策を講じ、安全な水質を確保する。

7. 水質検査計画の見直し

水質検査計画と実際の水質検査等とに不都合が生じた場合は、その部分の一部見直しを行うものとする。

また、法律の改正等による重要な変更、内容の大部分に対する変更が生じた場合は必要に応じて見直しを行うものとする。

8. 臨時検査

次に掲げる要件に該当する場合は臨時の検査を行うものとする。

(水道法 21 条の臨時の水質検査)

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。

臨時の場合の検査項目及び採水地点

- ・原則 51 項目が対象であるが、検査を行う必要がないことが明らかな項目については検査を省略することができる。
- ・定期検査の場合に準じるが、水質の異常の内容とその範囲を正確に把握できる地点を選定する。

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画等は以下の方法で公表します。

- ・ホームページ : 令和 5 年度にて大和郡山市ホームページ掲載
- ・図書の閲覧 : 大和郡山市上下水道部 掲示板(業務課庶務係)
年 4 回全項目検査結果、毎月検査結果を掲示板に掲示
①昭和系浄水 ②北郡山系浄水 ③矢田山系浄水の管末水質
(担当 工務課浄水場水質係(昭和浄水場内) 0743-56-0591)
- ・広報紙 : 上下水道部発行「ふれっしゅ郡水」に水質検査計画及び水質検査結果を掲載する。

10. 水質検査の精度と信頼性保証

水質分析委託している奈良広域水質検査センター組合からは、年 2 回「奈良広域水質検査センター内精度管理要約」を徴集しており、精度に異常がないことを確認する。

1 1. 関係機関連絡先

工務課浄水場水質係

0743-56-0591

関係部局	電話番号	休日・夜間連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道課水道水質管理室	03-3595-2368	03-3503-7963 (FAX)
奈良県地域振興部 エネルギー・土地水資源調整課 エネルギー・水資源調整係	0742-27-8489	0742-27-6395 (FAX)
奈良県水道局業務課事業管理係	0742-20-4624	0742-22-2420 (FAX)
奈良県水道局広域水道センター	0743-54-5985	同左 当直対応
広域水道センター御所浄水場	0745-67-1081	同左 当直対応
広域水道センター桜井浄水場	0744-47-8285	同左 当直対応
景観・環境総合センター	0744-43-3414	0744-43-3416 (FAX)
大阪市水道局経営改革課(広域連携)	06-6616-5507	水質試験所 06-6815-2365
奈良県郡山保健所	0743-51-0193	
奈良広域水質検査センター組合	0745-67-2021	
郡山警察署	0743-56-0110	同左 当直対応
郡山消防署	0743-59-1191	同左 当直対応
大和郡山市役所 環境政策課	0743-53-1615	
奈良市企業局 水質管理室	0742-22-7087	
生駒市上下水道部 山崎浄水場	0743-74-2216	同左 当直対応
天理市上下水道局 豊井浄水場	0743-62-0496	同左 当直対応
大和郡山市上下水道部 業務課	53-3661(代)	同左 当直対応
大和郡山市北郡山浄水場	54-6580	58-6750 (ウォーターエージェンシー)

12. 水質管理目標設定項目

水質管理目標設定項目とは、水道法上に規定されていないが一般環境中で検出されている項目であり、また使用量が多く今後水道水中でも検出される可能性があり、水道水質管理上留意すべきものとして関係者の注意を喚起するため水質検査の実施及び知見を集積していく項目である。

厚生労働省にて設定された項目及び目標値は、別紙(p.9 右下欄)のとおりである。

《水質管理目標設定項目》

北郡山浄水場及び昭和浄水場において、原水及び浄水の検査を基本的に年1回(8月採水予定)測定する。農薬類については、別途計画する。

[測定項目] 次のとおり 奈良広域水質検査センター組合に委託

(北郡山浄水場・昭和浄水場の着水井及び浄水) 着水井は20項目、浄水は25項目

アンチモン・ウラン・ニッケル・1,2-ジクロロエタン・トルエン・フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)・【亜塩素酸】

【二酸化塩素】・【ジクロロアセトニトリル】・【抱水クロラール】・【遊離残留塩素】・硬度(Ca, Mg等)・マンガノ・遊離炭酸・1,1,1-トリクロロエタン・メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)・有機物等(過マンガノ酸カリウム消費量)・臭気強度(TON)・蒸発残留物・濁度・pH・腐食性(ランゲリア指数)

従属栄養細菌・1,1-ジクロロエチレン・アルミニウム 【 】書きは浄水のみ

[省略理由]

・原水について、消毒副生成物等(【】書き5項目)は省略する。

《ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)》

「大和郡山市・大阪市技術協力に関する連携協定」も基づき、大阪市水道局水質試験所に分析依頼を行う。・・・年1回(10月採水予定)

令和5年度においては、令和4年度同様に原水と浄水との経過状況を把握するため北郡山浄水場・昭和浄水場の着水井及び浄水に関して分析依頼する予定である。

検査結果は大和郡山市ホームページに掲載する。

《農薬類》対象農薬リスト(No.1~115)別紙(p.22)

北郡山浄水場着水井・昭和浄水場着水井の2カ所において、年1回(8月採水予定)測定する。

[測定項目]

(北郡山浄水場着水井・昭和浄水場着水井) 奈良広域水質検査センター組合に委託

令和2年度から令和4年度までの3年間にわたり総数115項目を検査実施した。

令和5年度も3年にわたり検査する予定であり、対象農薬リストの1~38番目項目を分析依頼する。

過去に遡り実施した農薬類の分析値総計の和は両浄水場とも「0」であった。

尚、115項目の内10項目は分析機関において分析不可。

農薬類の対象農薬リスト

NO. 1

No	項目	目標値 (mg/l)	No	項目	目標値 (mg/l)		
1	殺虫剤	1,3-ジクロロプロパン(D-D)	0.05	31	除草剤	キノクラミン(CAN)	0.005
2	除草剤	2,2-DPA(ダブロン)	0.08	32	殺菌剤	キャブタン	0.3
3	除草剤	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.02	33	除草剤	クミルロン	0.03
4	殺虫剤	EPN (エチル-p-ニトロフェニルホスホチオネート)	0.004	34	除草剤	グリホサート	2
5	除草剤	MCPA	0.005	35	除草剤	グルホシネート	0.02
6	除草剤	アシュラム	0.9	36	除草剤	クロメプロップ	0.02
7	殺虫・殺菌	アセフェート	0.006	37	除草剤	グリホサート(GNP)	0.0001
8	除草剤	アトラジン	0.01	38	殺虫剤	クロロピリホス	0.003
9	除草剤	アニロホス	0.003	39	殺虫・殺菌	クロロタロニル(TPN)	0.05
10	殺虫剤	アミトラズ	0.006	40	除草剤	シアナジン	0.001
11	除草剤	アラクロール	0.03	41	殺虫剤	シアノホス(CYAP)	0.003
12	殺虫剤	イソキサチオン	0.005	42	除草剤	ジウロン(DCMU)	0.02
13	殺虫剤	イソフェンホス	0.001	43	除草剤	ジクロベニル(DBN)	0.03
14	殺虫剤	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	44	殺虫剤	ジクロルボス(DDVP)	0.008
15	殺虫・殺菌	イソプロチオラン(IPT)	0.3	45	除草剤	ジクワット	0.01
16	殺菌剤	イプフェンカルバゾン	0.002	46	殺虫剤	ジスホトン(エチルチオメトン)	0.004
17	殺菌剤	イプロベンホス(IBP)	0.09	47	殺虫・殺菌	ジチオカルバメート系農薬	0.005
18	殺虫・殺菌	イミノクタジン	0.006	48	除草剤	ジチオピル	0.009
19	除草剤	インダノファン	0.009	49	除草剤	シハロホップブチル	0.006
20	除草剤	エスプロカルブ	0.03	50	除草剤	シマジン(CAT)	0.003
21	殺虫・殺菌	エトフェンプロックス	0.08	51	除草剤	ジメタメトリン	0.02
22	殺虫剤	エンドスルファン (エンドスルファン・ベンゾエピン)	0.01	52	殺虫剤	ジメトエート	0.05
23	除草剤	オキサジクロメホン	0.02	53	除草剤	シメトリン	0.03
24	殺虫・殺菌	オキシシン銅(有機銅)	0.03	54	殺虫・殺菌	ダイアジノン	0.003
25	殺虫・殺菌	オキサスチロビン	0.1	55	虫・菌・除草	ダイムロン	0.8
26	殺虫剤	カズサホス	0.0006	56	殺菌剤	ダゾメット	0.01
27	殺虫・除草	カフェンストロール	0.008	57	殺虫・殺菌	チアジニル	0.1
28	虫・菌・除草	カルタップ	0.08	58	殺虫・殺菌	チウラム	0.02
29	殺虫剤	カルバリル(NAC)	0.02	59	殺虫剤	チオジカルブ	0.08
30	殺虫剤	カルバリン(カルバリン・スルファン代謝物)	0.0003	60	殺虫・殺菌	チオファネートメチル	0.3

農薬類の対象農薬リスト

NO. 2

No	項目	目標値 (mg/l)	No	項目	目標値 (mg/l)		
61	除草剤	チオベンカルブ	0.02	91	殺虫剤	プロチオホス	0.007
62	除草剤	テフリルトリオン	0.002	92	殺菌剤	プロビコナゾール	0.05
63	除草剤	テブガブ(MBPMC)	0.02	93	除草剤	プロピザミド	0.05
64	除草剤	トリクロピル	0.006	94	殺虫・殺菌	プロベナゾール	0.03
65	殺虫剤	トリクロルホン(DEP)	0.005	95	殺虫・除草	プロモブチド	0.1
66	殺虫・殺菌	トリシクラゾール	0.1	96	殺菌剤	ペノミル	0.02
67	除草剤	トリフルラリン	0.06	97	殺虫・殺菌	ペンシクロン	0.1
68	除草剤	ナプロバミド	0.03	98	除草剤	ベンゾビシクロン	0.09
69	除草剤	パラコート	0.005	99	除草剤	ベンゾフェナップ	0.005
70	除草剤	ピペロホス	0.0009	100	除草剤	ベントゾン	0.2
71	除草剤	ピラクロニル	0.01	101	除草剤	ペンディメタリン	0.3
72	除草剤	ピラゾキシフェン	0.004	102	殺虫剤	ベンフラカルブ	0.02
73	除草剤	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	103	除草剤	ペンフルリン(ペンフルジン)	0.01
74	殺虫剤	ピリダフェンチオン	0.002	104	殺虫・殺菌	ペンフレセート	0.07
75	除草剤	ピリブチカルブ	0.02	105	除草剤	ホスチアゼート	0.005
76	殺虫・殺菌	ピロキロン	0.05	106	殺虫剤	マラソン(マラチオン)	0.7
77	殺虫・殺菌	フィプロニル	0.0005	107	除草剤	メコプロップ(MCPP)	0.05
78	殺虫・殺菌	フェントロチオン(MEP)	0.01	108	殺虫剤	メソミル	0.03
79	殺虫・殺菌	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	109	殺菌剤	メタラキシル	0.2
80	殺虫・殺菌	フェリムゾン	0.05	110	殺虫剤	メチダチオン(DMTP)	0.004
81	殺虫剤	フェンチオン(MPP)	0.006	111	殺虫・殺菌	メトミノストロビン	0.04
82	殺虫・殺菌	フェントエート(PAP)	0.007	112	除草剤	メトリブジン	0.03
83	除草剤	フェントラザミド	0.01	113	除草剤	メフェナセツト	0.02
84	殺虫・殺菌	フサライド	0.1	114	殺菌剤	メプロニル	0.1
85	除草剤	ブタクロール	0.03	115	除草剤	モリネート	0.005
86	除草剤	ブタミホス	0.02	116			
87	殺虫・殺菌	ブプロフェジン	0.02	117			
88	殺菌剤	フルアジナム	0.03	118			
89	除草剤	プレチラクロール	0.05	119			
90	殺菌剤	プロシミドン	0.09	120			

検査センター 分析不可

1 3 . 使用機器

(主な分析機器及び分析項目)

分析項目

- TOC (全有機体炭素測定器) (平成17年度購入)
- イオンクロマトグラフ
 - ・陰イオン (平成18年度購入) フッ素、塩化物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素等
 - (陽イオン 令和4年 故障につき分析不可(修理×))
- pHメーター (令和2年度購入) pH
- 電導度メーター (平成12年度購入) 電気伝導度
- 濁度色度計 (平成29年度購入) 濁度・色度
- 残留塩素計 (平成26年度購入) 遊離残留塩素

(主な使用機器)

- インキュベータ (孵卵器) (平成10年度購入) 一般細菌、大腸菌
- 小型超純水器 (平成30年度購入)
- 全自動蒸留水製造装置 (平成28年度購入)
- 定温乾燥器 (平成7年度購入)
- 高圧蒸気滅菌器 (平成28年度購入)
- 電子天秤台 (平成9年度購入)
- ウォーターバス (平成16年度購入) 蒸発残留物、ランゲリア指数等

1 4 . 水質担当職員 (工務課浄水係) 令和4年度

工務課長	森川幸嗣	
課長補佐兼浄水係長	仲井雅典	
係員	上田勝彦	
係員	竹井拓也	
再任用職員	池島正浩	(再任用3年目)
会計年度職員	田中聡	(水質分析担当)